

入札情報の公開について(案)

1 現在の公表状況

入札に関する情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の規定に基づき、発注予定工事情報並びに入札及び契約の過程に関する情報を公開している。

(1) 発注予定工事情報

- ・ 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- ・ 入札及び契約の方法
- ・ 入札又は契約を行う時期

(2) 入札の過程及び結果

一般競争入札	指名競争入札	随意契約
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格 ・ 入札参加資格確認申請書を提出した者 ・ 入札参加資格がないと認められた者とその理由 ・ 入札者及び各回の入札金額 ・ 落札者及び落札金額 ・ 随意契約に移行した場合の見積者、各回の見積金額、契約の相手方、契約金額 ・ 予定価格 ・ 低入札価格調査制度により最低額の入札者以外の者を落札者とした場合のその理由 ・ 最低制限価格未満の入札をした者 ・ 総合評価方式の場合の基準等 ・ 契約の相手方及び住所 ・ 工事の名称、場所、工事種別及び概要 ・ 工事着手及び完成の時期 ・ 契約金額 ・ 契約金額の変更を伴う変更契約をした場合のその理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名した者及び指名理由 ・ 入札者及び各回の入札金額 ・ 落札者及び落札金額 ・ 随意契約に移行した場合の見積者、各回の見積金額、契約の相手方、契約金額 ・ 予定価格 ・ 低入札価格調査制度により最低額の入札者以外の者を落札者とした場合のその理由 ・ 最低制限価格未満の入札をした者 ・ 総合評価方式の場合の基準等 ・ 契約の相手方及び住所 ・ 工事の名称、場所、工事種別及び概要 ・ 入札予定年月日 ・ 工事着手及び完成の時期 ・ 契約金額 ・ 契約金額の変更を伴う変更契約をした場合のその理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約とする理由 ・ 見積者及び各回の見積金額 ・ 予定価格 ・ 契約の相手方及び住所 ・ 工事の名称、場所、工事種別及び概要 ・ 工事着手及び完成の時期 ・ 契約金額 ・ 契約金額の変更を伴う変更契約をした場合のその理由

(3) 県全体の落札率等

特に公表はしていない。

(4) 公表方法

- ・ 各発注機関に設置する閲覧所における閲覧
- ・ 県政情報センターにおける閲覧
- ・ ホームページへの掲載（各部局等ごとに独自に公表しており、公表する書式・内容・時期が統一されていない）

(5) 公表時期

ア 発注予定工事情報

- ・ 年間の発注見通しは4月中
- ・ 7月、10月及び1月に発注見直しを見直し、その月の15日に公表

イ 入札の過程及び結果

- ・ 契約締結後1週間以内

2 検討事項

入札情報の公開を充実するため、4月以降次のとおり公表内容・方法を改めることとしたい。

- (1) ホームページ上の公表内容・方法を統一し、工事ごとの落札率についても掲載することとする。
また、各閲覧所及び県政情報センターにおいて公表しているものと同じものをホームページ上でも公表することとする。
- (2) 発注予定工事情報について、補正予算により発注見直しに変更が生じた場合は速やかに公表することとする。また、必要な場合は公表内容の随時の変更を認めることとする。
- (3) 随意契約における随意契約とする理由について、現在は「特殊工事」、「緊急工事」、「継続工事」、「他発注者との交錯工事」、「その他」の5区分のいずれに該当するかを表示するだけになっているが、随意契約のガイドラインに沿った形でより具体的に分かりやすく記載することとする。併せて、見積りの相手方を選定した理由を記載することとする。
- (4) 条件付一般競争入札の資格確認から落札者決定までの過程について、より分かりやすく公表することとする。
- (5) 県全体の発注件数、金額及び落札率を毎月次の項目ごとに取りまとめ、インターネット上で公表することとする。
 - ・ 月別
 - ・ 発注機関（部局等）別
 - ・ 方部別
 - ・ 契約方法別
 - ・ 工種別
 - ・ 金額別
 - ・ ランク別